

# 退職金共済制度の おすすめ

従業員の未来と  
会社の元気をつくる  
お手伝い



静岡県中小企業団体中央会

## 賃金の支払の確保等に関する法律

『賃金の支払の確保等に関する法律』(昭和51年法律第34号)に基づき、昭和52年4月1日より、事業主は退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

## 制度の特色

中央会は、「特定退職金共済団体」として所轄税務署長の承認を得て、この制度を実施しています。



### 1. 勤労意欲の向上や雇用の安定・確保に役立ちます

月々一定の掛金を積み立てることにより、将来必要な退職金を計画的に準備でき、充実した退職金制度が容易に確立できます。

### 2. 掛金は損金または必要経費となります

掛金は一人につき月額30,000円まで損金または必要経費に算入できます。また、中小企業退職金共済制度(中退共)との併用も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との併用はできません。

### 3. 手続は簡単です

加入・脱退時の手続きは簡単で、また、ご不明な点についてはいつでも中央会の職員がご相談に応じさせていただきます。

掛金は金融機関の口座より自動的に引落されますので便利です。

## 制度の内容

### 加入資格

- 中央会の地区内の事業所で雇用される15歳以上80歳未満の人。ただし、事業主および事業主と生計を一にする親族、法人の役員(使用人兼務役員を除く)は加入できません。
- 従業員は全員加入させるようにしてください。ただし、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

①期間を定めて雇用される人 ②季節的業務に雇用される人 ③試用期間中の人  
④非常勤の人 ⑤短時間労働者 ⑥休職中の人

### 掛金

月額掛金……………1口について1,000円

加入口数……………1人について30口まで加入できます。

口数の変更……………加入後であっても30口を限度として口数を増加することができます。また被共済者(加入従業員)の同意および事情を明示した書類を添付したうえで、事業主が中央会に提示し、承認を受けた場合は口数を減少することができます。

掛金負担者……………掛金は全額事業主負担です。



## 給付金

1. 退職一時金……被共済者（加入従業員）が退職したとき、加入口数および加入期間に応じて支給されます。
2. 遺族一時金……被共済者が死亡したとき、遺族に対して支給されます。
3. 退職年金……加入10年以上の被共済者が退職し、年金の支給を希望し、かつ受取額が月額10,000円以上になる場合に10年間（3ヵ月毎、年4回）支給されます。  
※万一、年金の支払期間中に被共済者が死亡した場合、残余期間の年金に代えて未払年金原価相当額を一時金で支給します。

## 解約手当金

やむをえない事情で、掛金を継続していくことが困難になったとき等、被共済者に対して支給されます。（事業主にはいかなる場合でもお支払できません。）なお、解約の場合は被共済者の同意が必要です。

## 受取人

受取人は被共済者本人となります。事業主にはいかなる場合でもお支払いできません。（所得税法施行令第73条第1項第4号）なお本人が死亡した場合には、労働基準法施行規則第42条ないし第45条に定める遺族の範囲および順位の規定を準用します。

# 加入・脱退手続



## 効力発生日

- 「加入（増口）申込書兼告知書」が毎月15日までに中央会に到着の場合……翌月1日
  - 同書類が毎月16日以降翌月15日までに中央会に到着の場合……翌々月1日
- なお、15日が中央会休業日（土・日曜日・祝日）の場合は、直前の業務日が締切日となります。この場合において郵送にて申込をした場合には当該締切日到着分までとさせていただきます。

## 掛金の払込方法

掛金は前納制で第1回目分からお取引金融機関の口座より毎月26日（26日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に自動的に引き落とされます。ただし、2ヵ月以上にわたって滞納されると効力を失うことがあります。

### 【取扱金融機関】

静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、浜松磐田信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫、商工組合中央金庫（順不同）

## 加入者証の発行

被共済者（加入従業員）に対しては事業主を通じて「加入者証」を発行します。

## 給付金の請求

退職金の給付を受けようとするときは、中央会備えつけの書類によって加入者証を添付し、請求してください。

# 税法上の取り扱い

## 掛金の経理上の処理

〈例〉従業員5人で1人に付き10口(10,000円)加入した場合  
5人×10,000円=50,000円

借方	貸方
退職金共済制度掛金または福利厚生費 50,000円	預金 50,000円

## 給付金の税法上の取り扱い

**退職一時金**／退職所得となります。(所得税法第31条、同法施行令第72条)

課税対象額 = (退職一時金 - 退職所得控除額) × 1 / 2

\* 退職所得控除額

① 勤続20年以下の場合 400,000円 × 勤続年数 [最低800,000円]

② 勤続21年以上の場合 8,000,000円 + 700,000円 × (勤続年数 - 20年)

**退職年金**／雑所得になります。(所得税法第35条)

**遺族一時金**／死亡退職金として扱われ、法定相続人数に5,000,000円を乗じた金額まで相続税はかかりません。(相続税法第3条、同法第12条、同法施行令第1条の2)

**解約手当金**／一時所得になります。(所得税法施行令第76条)

### 【個人情報の取り扱いについて】

1. 静岡県中小企業団体中央会は、本共済制度に関する個人情報を、本契約の履行・他の金融商品・サービスのために取得・利用し、下記の業務委託保険会社へ提供します。
2. 委託保険株式会社では、本共済契約に関する個人情報を、契約の履行、他の金融商品・サービスのために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行うことがあります。詳細につきましては保険会社のホームページ記載の個人情報保護方針をご覧ください。

共済契約者となる加入事業主ならびに被共済者となる従業員の方々は、これらの個人情報の取り扱いに同意の上、ご加入ください。

委託保険会社 **アクサ生命保険株式会社**  
TEL: 045-201-2185 HP: <http://www.axa.co.jp/>

## 中央会は中小企業のクリニック どんなことでもご相談ください。

製品の材料を仕入れたいけれど一社だけではリスクが多すぎる。  
郊外に工場を移転したいけれど一企業では難しい。労働対策に悩んでいる。  
金融・税金問題が……。  
こんなときに中小企業のエキスパート、中央会にお気軽にご相談ください。  
必ずお役に立ちます！

### 〈主な事業〉

- 組合の設立と運営指導
- 金融あっせん
- 高度化
- 商業対策
- 労働対策
- 研修会、講習会の開催
- 技術先端産業の育成、振興
- 省資源、省エネルギー指導 等

 **静岡県中小企業団体  
中央会**

静岡市葵区追手町44-1 Tel:054-254-1511(代)  
浜松市中区中央1-17-19 Tel:053-453-2195(代)  
沼津市米山町6-5 Tel:055-926-8220(代)

# モデル退職金

静岡県内における中小企業の退職一時金平均支給額

(★業種：全業種 ★規模：全規模 ★地域：静岡県全県)

勤続年数 (年)	高校卒			大学卒		
	年齢 (歳)	自己都合	会社都合	年齢 (歳)	自己都合	会社都合
10年	28	839,100	1,084,600	32	953,200	1,256,800
20年	38	2,462,700	3,002,500	42	2,821,400	3,523,500
30年	48	4,986,200	5,780,700	52	5,626,500	6,505,200
定年(平均)	60.3	—	8,411,500	60.4	—	8,585,300

(「平成21年 静岡県産業部就業支援局労働政策室」の調査より)

# 退職一時金額表

(掛金1口・1,000円について/30口まで加入できます)

H15.4.1 改定

加入期間	掛金累計	退職一時金額
1年	12,000	10,880
2年	24,000	21,930
3年	36,000	33,140
4年	48,000	45,190
5年	60,000	57,430
6年	72,000	69,670
7年	84,000	84,000
8年	96,000	96,000
9年	108,000	108,000
10年	120,000	120,000
15年	180,000	180,050
20年	240,000	244,690
25年	300,000	311,800
30年	360,000	381,450

※給付額は経済変動等により将来改定されることがあります。

(単位：円)

◇上記のモデル退職金を基準とすると、1人当たりの月額掛金は高校卒については15,000円、大学卒については17,000円が適切です。



# 通算制度

## 通算制度の利用でまとまった退職金を 受け取れます

### 過去勤務期間の通算

この制度に加入する前に勤務期間のある従業員はその期間と加入後の期間を通算できます。(新規加入事業所のみ)

#### お取扱い

- この取り扱いによる掛金は、損金又は必要経費に算入できます。
- 過去勤務通算期間及び月額が中央会が申込を受諾した後に変更することはできません。

#### 過去勤務通算期間の設定

- 入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として被共済者ごとに設定します。(10年を限度、1年未満は切り捨て)

#### 過去勤務期間通算口数

- 過去勤務通算口数は退職金共済契約申し込みの際の口数の範囲内で22口を限度とします。

#### 過去勤務通算掛金

- 過去勤務通算掛金は被共済者の通算期間、通算口数により計算されます。

#### 過去勤務通算掛金の払込期間

- 払込期間は通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が5年以上の場合の払込期間は5年とします。

#### 過去勤務通算掛金表(1口について、月額)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
掛金	1,030円	1,070円	1,100円	1,130円	1,160円	1,420円	1,680円	1,950円	2,220円	2,510円

### 退職金共済制度内における通算

本制度に加入している企業から他の加入企業に転職した場合、右の条件を満たしていれば前の企業での退職給付金に相当する額を引継退職給付金として通算することができます。

- 前の企業で退職金を請求していないこと
- 前の企業を退職してから2年以内に所定の方法によって申し出ること

### 他の退職金共済制度との通算

本制度と他の特定退職金共済団体(商工会議所・商工会など)又は勤労者退職金共済機構との間に退職金引渡契約を結んでいる場合で、従業員が退職により、それぞれの制度への加入企業間を移動した場合、2年以内に申し出を行なうことにより前の企業での退職給付金に相当する額を引受退職給付金として通算することができます。